

長野県水内郡青倉村島田家文書目録

関 千賀子

解題

「フオク！」にて購入した。

一 文書群の基礎情報

(1) 文書群名

長野県水内郡青倉村島田家文書目録

(2) 数量

二二五点（枝番号をも一点と数える目録上でのレコード数）

本文書群は、天保期から明治期にかけての証文類、帳簿類、書状によって構成されている。そのうち、明治期の酒造営業に関する史料（酒造税領収書、醸造検査票、桶寸法書上、営業継続の願書ほか）が大部分を占める。また、点数は少ないものの地所売買の証書や日記のような史料も散見される。

二 青倉と島田家の概要

(3) 入手の経緯

一橋大学大学院社会学研究科教授・若尾政希氏が、「ヤ

まずは、島田家が存在した青倉の概要から述べることとする。

青倉は、千曲川下流の段丘上に位置し、関田山脈の尾根突端の平地に位置した。同地名は、至徳三年（一三八六）が初見とされており、明治九年（一八七六）に北信村の一部となるまで存在する。町村合併を経て数度に渡り地名が変わるため、その点も併せて確認する図1。

同所は、江戸期より明治九年にかけて、青倉村として存在した。はじめは、飯山藩領、享保二年（一七一七）以降は、幕府領に属した。『天保郷帳』および『旧高旧領取調帳』では、古くは青倉村・今泉新田村二か村で、二六八石余と記載する。また、天保十一年（一八四〇）の『宗門人別帳』では、家数「二〇三」、人口「四四〇」で、かつ、男女比は等しい。享保二年（一七一七）以後の年貢定免では、田「三割五分」、畠「二割五分」である。さらに、小物成鮭運上「三貫余」、青芋「一貫余」で、鮭運上が近隣村々の中で最大であり、同村における漁業の隆盛ぶりが伺えよう。一方で、同地域は冬季豪雪地帯であるから、冬の生業は、楮原料の紙漉きや青芋原料の白布・縮生産が主であった。

明治九年、青倉村は森村と合併し、北信村として新たに成立した。合併前年の明治八年（一八七五）には、両村合わせて戸数「二五一」、人口「七七一」、馬「四七」、田「五三町余」、畠「七三町」、山林原野「一八二町余」である。

その後、北信村は、豊栄村の高巖寺に同村との連合村役場を設置し、同十二年（一八七九）に下水内郡に属した。明治初期には、米「四五〇石余」のほか、蕎麦「一五石」、鮭や鱒の漁獲が多く、それらは、飯山へと移出された。楮「七五〇貫余」は、村内で内山紙五〇〇丸となり、女縮二〇〇反とともに越後十日町へと移出された。

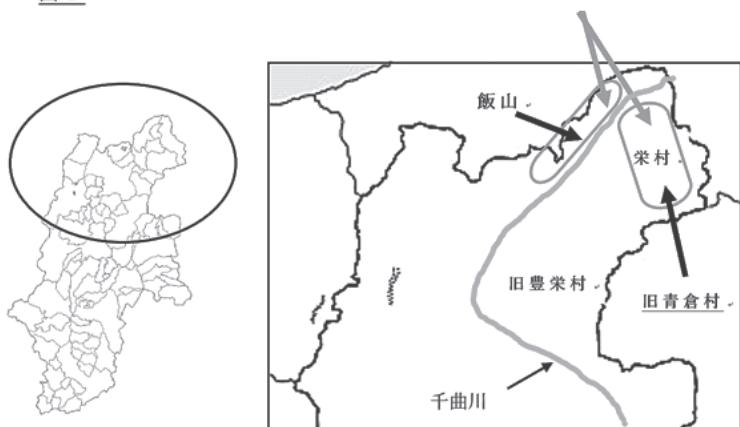
明治二十二年（一八八九）、北信村は水内村の大字となる。明治二十四年（一八九二）の段階では、戸数「一五四」、人口「男・四一三、女・四四二」、学校「二」、水車場「四」となっている。最終的には、昭和三十一年（一九五六）から栄村の大字となり、現在に至る。

(2) 島田家の概要

前述した通り、島田家の所属は町村合併を経て、青倉村→北信村→水内村大字という流れで変化するが、いず

図 1.

下水内郡



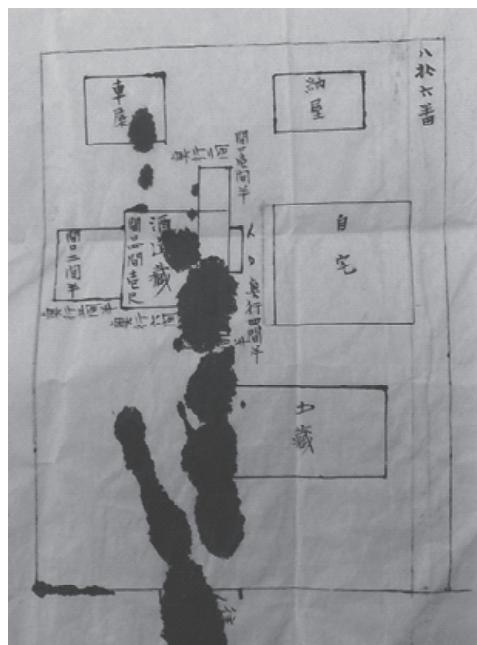
れも北信地域である。

本文書群から、島田家に関する詳細な情報を述べることは難しい。ここでは、文書群の中で最も多く登場する「島田丑三郎」（以下、丑三郎とする）について少しだけ言及してみたい。

丑三郎の肩書きは、明治十八年（一八八五）の段階で「下水内郡北信村戸長 島田丑三郎印」⁰⁰¹、〔信濃国下水内郡北信村86番地 酒造場 酒造営業人 島田丑三郎〕⁰²、〔01〕¹⁴⁰となっている。つまり、丑三郎は、酒造業を生業とするほか、戸長を担えるだけの歴史的背景あるいは名望を有していた可能性がある。しかし、島田家が近世に名主・庄屋などを務めていたかどうかは、未だ調査が及んでいない。同家に関する基礎的事実の更なる解明が俟たれる。

また、史料1は、簡易的に描かれた敷地図である。右上に「八拾六番」とあることから、丑三郎のものだと推測できる。そこには、酒造蔵の間口と奥行が記載されており、判読不能な箇所を差し引いても、50坪ほどの広さを有している。その他に、自宅や土蔵、納屋、車屋を備えていたことも図面から窺える。

史料1（史料番号106）



『長野県史』によれば、同県の在来工業は、①全国各地で生産された一般工業、②長野県の自然的条件をいかした特殊工業に分類できる。①はさらに、(1) 外国貿易と国内の産地間競争で停滞・縮小した工業、(2) 商品の特質により貿易の圧迫がなく産地間競争がない工業、(3) 新規条件を得て発展する工業と細分される。(1)には、

綿や麻織物、絞油、煙草が該当し、明治二十四年（一八九一）以後、それらは急激に停滞する。一方で、(2)に該当し、比較的長期にわたって存続したのが、酒や醤油、味噌といった醸造業である。中でも最大の生産量を誇った清酒醸造は、一時には一〇〇〇近い業者が全県下に散在していたという。しかし、酒税の増長によつて次第に淘汰されていき、同三十年（一八九七）には半数近くまで減少する。

また、丑三郎は酒造組合に所属していた。史料2では、明治十九年（一八八六）に、丑三郎を酒造組長に推薦する旨の文書が県知事・木梨精一郎へ提出されている。

史料2（史料番号074-03）

酒造組長推舉御届

長野県下水内郡北信村第八十六番地居住

酒造業者人

島田丑三郎

右島田丑三郎本県令第二号第六項ニ拠リ本組合組長二
推舉仕候間其趣御届申上候也

明治十九年九月一日

長野県下水内郡照岡村

酒造営業人

小田切太郎右衛門(印)

同郡同村

同業人

久保田眞志(印)

同郡同村

同業人

斎藤寿一郎(印)

同郡北信村

同業人

島田丑三郎(印)

長野県知事木梨精一郎殿

千曲川では、江戸時代から松代と西大滝村（現・飯山市大字照岡）との間で通船が行われ、同村の斎藤家が担当した。史料¹に見える斎藤寿一郎もその系譜とみてよ

かろう。寿一郎は酒造組合の行事を勤めて、酒造関係の

取り纏めを行う様子は目録上でもしばしば見受けられる。そうした人物から推挙された丑三郎であるが、その後の肩書に組長という文字は見受けられない。それまで有していた戸長の肩書も同様である。推挙時の明治十九年（一八八六）および翌二十年（一八八七）の「引続酒造営業御免許願」（史料番号124-01 130-01）では、「石田俊二郎」が組長として文書に名を記し、「下水内郡豊栄村北信村戸長 大久保忠至」が奥印する。周知の通り、明治十年代には、三新法による長野県統治が進展した。丑三郎もまたそうした改革の影響を受けた一人と言えるのかもしれない。

なお、史料番号⁶に、「水内郡五荷村 水野忠四郎」とある。水野は、明治十九年代に五荷村で地主惣代を務めた人物で、同二十五年（一八九二）に没している。国文学研究史料館には、同人の家文書「信濃国水内郡五荷村水野家文書」七四四点が収蔵されているため、併せて参考されたい。

以上、簡単ではあるが、本文書群の概要を示した。町村合併などで失われた地域の史料を収集することは、そうした地域の歴史像を構築するにあたり重要である。今

後の地域研究に、本史料群が役立つことを期待して筆を置く。

参考文献

- ・一志茂樹編『長野県の地名』（平凡社、一九七九年）
- ・「角川日本地名大辞典」編纂委員会編『角川日本地名大辞典』（角川書店、一九九〇年）
- ・長野県史編纂委員会編『長野県史 通史編 第七巻 近代一』（長野県、一九八八年）
- ・国文学研究史料館編『史料館所蔵史料目録 第七十七集』（国文学研究史料館、二〇〇四年）

長野県水内郡青倉村島田家文書目録

凡例

- (1) 本目録は、一橋大学大学院社会学研究科教授・若尾政希氏が、二〇一七年に「ヤフオク！」で入手した文書群二二五点を収録したものである。その史料的性格から考えて、長野県水内郡青倉村（現・長野県下水内郡栄村）で酒造業を営む島田家に伝存したものと思われる。よって、本目録を「長野県水内郡青倉村島田家文書目録」と題することにした。
- (2) 長野県水内郡青倉村島田家文書目録は二〇一七年六月より二〇一八年六月にかけて整理し、目録を作成したものである。ただし、『書物・出版と社会変容』への掲載にあたり、適宜、加筆・修正を加えた。
- (3) 収録史料には、取り上げ順に原則として一点ずつに整理番号を付した。また、史料が包紙・封筒や巻込の形で示した。
- (4) 目録には表題（内容）・作成・受取・年月日・数量・形態・備考を項目として設けた。
- (5) 表題は、原則として史料の原表題を記した。原表題で内容が把握できないものや、原表題のないものについては、補題を（ ）を付して記した。
- (6) 作成・受取は、史料の記載にもとづき、史料の作成者・受領者を記した。連署については、原則として本人、あるいは高位の者を記載し、その他は「他（名）」とした。奥印のある場合には、それも合わせて記載した。
- (7) 史料に作成者・受領者を示す情報として印字しかない場合、「印」「〇〇」という形で表記した。
- (8) 表題・作成・受取の項目では、原則的に旧字体や異体字を常用漢字で表記した。また、判読不可能な文字は

で一括されている場合は、枝番号を付与した。

(9) 年月日は、史料の記載にもとづき、史料の作成年月日をアラビア数字で記した。元年・正月・極月・朔日など

についてはアラビア数字に直して表記した。また、史料に干支の記載がある場合、干支も合わせて記載し、年代

が確定できる場合は（）に西暦を付記した。ただし、補題で引用された史料の数字は漢数字のまま表記した。

(11) 文書形態の表記は以下のようにした。

- ① 縦…縦形の帳面綴じのもの。
- ② 横…横長の大福帳綴じのもの。
- ③ 状…縦紙一枚ほどで完結したもの。および付箋などをふくむ。
- ④ 綴…縦紙が糊・紙縫などで綴られているもの。
- ⑤ その他…包紙・封筒・紙縫・紐などは、そのまま表記した。

(12) 備考には、一括情報や史料の状態などに関する情報を記した。

(10) 史料に作成年月日のみ記され、元号が不明なもののうち、干支や史料の内容から元号がわかるものは「」で元号を付記した。

(13) 本目録は、一橋大学大学院二〇一七・二〇一八年度春夏学期「日本思想史」の受講者（受講者の内、本目録の原簿作成に関わったのは、市川弘樹・竹中友亮・森山博章・松本愛美・上蘭亮介・高陽・佐藤駿多朗・朴俊炫・池田翔太・舟津悠紀・西口正隆・村上由季・古畑侑亮・黒滝香奈・霍欣瑩・尹朝鐵の諸氏）が作成し、関千賀子が編集・校正した。

長野県水内郡青倉村島田家文書

登録番号	表題	作成	受取	年代	数量	形態	備考
001-01	引続酒造営業御免許権	信濃國下水内郡北信村186番地 沖造 營業人 島田庄三郎	長野県令木梨精一郎	明治18年(1885)	—	9月22日	裏書き入り「税金受取証当村主三郎酒 造免許御簾札一枚」
001-02	明治17年分酒造石稅 第三期(金93円9銭9厘)	長野県下水内郡所領	下水内郡北信村戸長 島田庄三郎@	明治18年(1885)	—	9月8日	1枚
001-03	証(明治18年度 酒造免許税 金30円簡取につき)	下水内郡長船越重舟代理下水内郡 北信村島田庄三郎	明治18年(1885)	—	10月6日	1枚	
002	覚(御初鹿000正神納につき)	松尾宮神主 東三位役所@	信州水内郡青倉巴湖原庄右衛門	—	卯	2月19日	1枚
003	(入石寸尺記載の事につき書狀)	官澤正一@	北信村島田庄三郎	—	—	3月19日	1枚
004-01	証(明治10年分酒造営業税 金10円受取につき)	長野県舊令樽崎観直代理長野縣 書記 清水貞幹@	北信村島田勇作	明治10年(1877)	—	10月15日	1枚
004-02	記(置札書狀料 金10円み領取につき)	西大瀬 弥助@	島田勇作	—	—	10月4日	1枚
005-01	(包紙 「上ノ沢端醸造私品販賣候受取書」	—	—	—	—	1枚	5-1-4は包紙一括
005-02	記(油蔵利 金38銭ほかメ金16円4銭1厘)	上野むら沢端醸造@	青倉村島田	明治17年(1884)	戌	10月25日	1枚 5-1-4は包紙一括 /印 /エチゴウ ノ山澤】
005-03	記(重箱組金 1円30銭ほかメ金15円92銭厘につき)	上野村沢端醸造@	青倉村島田	明治17年(1884)	戌	10月25日	1枚 ワヒツ
005-04	記(上野村沢端醸造 金31円96銭2厘受取につき)	上野村沢端醸造代官@	青倉村島田庄三郎	明治19年(1886)	戌	2月11日	1枚
006	(記金3円5厘受取につき)	瓶造頭取 水野忠四郎@	島田勇作	明治12年(1879)	—	9月23日	1枚 印 [水内郡五箇村水野忠四郎]
007	寛金1面請取につき	中野飛脚 佐市	青倉村庄右衛門	—	—	12月17日	1枚
008-1	(封筒)	長野県下水内郡水内村役場	水内村島田庄三郎	—	—	—	8-1-3は封筒一括 /封筒裏書「酒 造紀四月三十日限り可納事」
008-2	(別紙酒造税 期日まで納めるべきこと)	長野県下水内郡水内村役場@	水内村島田庄三郎	明治23年(1890)	—	3月30日	1枚 8-1-3は封筒一括
008-3	記(鐵造酒税 金23円17銭厘領取につき)	越後 萩原長作@	島田庄三郎	明治23年(1890)	—	4月15日	1枚 8-1-3は封筒一括
009-01	(仕込廻号1号半桶4号 沖酒12石5斗4升合 梶音のうえ貼紙)	印 [第西]	—	明治16年(1883)	—	4月24日	1枚
009-02	(仕込廻号2号半桶3斗4升合 梶音のうえ貼紙)	官澤正一@	—	明治16年(1883)	—	3月10日	1枚
010	記(会所用金 金31円11円6銭8厘書上)	別助	島田	—	卯	2月24日	1枚
011	酒造標名前書上(酒造米10石5斗相違無しにつき)	(信州水内郡青倉村)酒造稼入庄右 衛門・百姓代長八ほか2	中野根御役所	明治3年(1870)	—	10月17日	1枚
012	記(酒造税 金81円79銭ほか8銭負ひにつき)	清川助@	青倉島田	明治11年(1878)	—	11月1日	1枚
013	記(酒造税 金2斗40銭受取につき)	西大瀬酒造 旁助@	青倉村島田	—	—	—	1枚
014-01	記(酒造税金 5円18分半手数料35銭受取につき)	島田勇作	明治11年(1878)	寅	3月29日	1枚 14-1, 214巻込一括	

014-02	記(金55銭受取につき)	酒造仲間	青倉村 島田勇作	—	寅	3月29日	1 級	14-1・235卷込-括
015	記酒税金11円受取につき)	西大瀧 齋藤内嘉助@④	青倉村 勇作	—	子	10月3日	1 級	
016	(御観のうえ、不當合意ければ御観達ありときにつき書状)	酒造行事、齊藤寿一郎@④	久保田真志@④か2	[明治]19年(1886)	—	8月31日	1 級	
017	記(正年10月、酒税金10圓ほか金錢書上)	勇助	青倉酒造島田	—	子	3月18日	1 級	
018	記金2円50銭ほかメ金11円35銭2円酒税金相抵につき金錢書上)	稻長 石田後二郎@④	島田庄三郎	[明治]20年(1887)	—	9月10日	1 級	
019	記(清酒酿造税金6円納税證明書)	水内郡青倉村 島田勇作	明治8年(1875)	—	4月22日	1 級		
020	記(酒桶箱容置調査酒1冊納税につき)	下水内郡北信村66番地酒造専業人 島田五三郎	下高井郡中野町長野川源道販賣員	明治18年(1885)	—	6月17日	1 級	
021	(金24銭受取書)	醸造人仲間@「水野忠四郎」	—	—	—	12月20日	1 級	
022	記(金30銭ほか21口受取書)	島田勇作	—	子	12月19日	1 級		
023-01	記(酒造税金8円1鉢受取につき)	長野県租税課	水内郡青倉村 島田勇作	明治7年(1874)	—	9月17日	1 級	23-1～5まで折込-括 / 受取人箇所に修正跡あり「小田別助之助」
023-02	記(取引精西半税金12円78銭60銭受取につき)	長野県租税課	水内郡青倉村 島田勇作	明治2年(1869)	—	9月19日	1 級	23-1～5まで折込-括
023-03	記(酒造税金1分47銭59文9分受取につき)	長野県租税課@	水内郡青倉村 島田勇作	—	申	8月28日	1 級	23-1～5まで折込-括
023-04	(壬申酉造税半税金5銭受取につき)	長野県租税課@	水内郡青倉村 島田勇作	明治6年(1873)	—	9月29日	1 級	23-1～5まで折込-括
023-05	記(酒税金2圓受取につき)	長野県@	水内郡青倉村 島田勇作	明治6年(1873)	—	10月25日	1 級	23-1～5まで折込-括
024-01	(仕込廻写酒桶3号清酒11石5斗9升貯量のうえ貼紙)	—	—	明治15年(1882)	—	4月16日	1 級	
024-02	(仕込廻写酒桶5号13石9斗5升貯量のうえ貼紙)	—	—	明治15年(1882)	—	3月14日	1 級	
025	記(金3円ほか金銭書上)	—	—	—	—	—	1 級	
026-01	(仕込廻写2号桶号7号清酒11石8斗4升貯量のうえ貼紙)	官澤正一@④	—	明治16年(1883)	—	3月25日	1 級	
026-02	(仕込廻写2号桶号7号桶13石3斗1合貯量のうえ貼紙)	官澤正一@④	—	明治16年(1883)	—	3月10日	1 級	
027-01	記(酒造税金受取私帳)	青倉村(庄右衛門)	—	元治1年(1864)	子	—	1 横	27-2～5丁間に挟み込み
027-02	(亥年分酒造税金受取書)	中野県 七左衛門@④	—	—	子	5月3日	1 級	27-1の丁間に
027-03	記(庚午年より御供株酒造莫加水125文詰取につき)	森本吉之助 手代 森田鏡三郎@④	—	—	卯	6月6日	1 級	27-1の丁間に
027-04	記(庄右衛門より御供株酒造莫加水187文50銭詰取につき)	松木直一郎役所 長沢洋平@④か4	—	—	—	12月7日	1 級	27-1の丁間に
028	記(酒造税諸料取金来る10月前半代へ持參すべきにつき)	中野彌兵衛@④・中野孝兵衛@④	青倉村(庄右衛門)	—	—	12月6日	1 級	
029	(清酒用白米割合検定および毎月板光届出につき書付)	—	—	—	—	—	1 級	
030	吉義貯蓄銀行株券下渡しほか書付	□□	島田庄三郎	—	—	4月3日	1 級	
031	記(米袋14石5斗8年半數151戸取調につき)	下水内郡北信村 戸長良交場	酒造人 島田勇作	明治13年(1880)	—	6月3日	1 級	
032-01	微端番町276号(桶検査にて別紙の件を掲載し酒造人より通知につき)	下水内郡役所 戸長良交場	[明治]13年(1880)	—	8月27日	1 級	32-1と32-2と14級	
032-02	(明治年酒類税別取扱事項第6条相違につき)	大蔵省吉原重俊	—	明治13年(1881)	—	8月7日	1 級	32-1と32-2と14級
032-03	第7号(酒蔵勘査の件別紙相違につき)	下水内郡役所 戸長良交場	[明治]13年(1881)	—	9月17日	1 級		

033	運賃新年 （記金10円用印につき）	石田俊二郎@ （記金10円用印につき）	島田 島田庄三郎	—	—	1月31日	1 状
034	（記金10円用印につき）	借用人 岸五郎左衛門@ （記金10円用印につき）	青倉村 島田庄三郎 島田久助	—	—	12月10日	1 状
035-01	（記金10円用印につき）	長野県権令権高寛直@ （記金10円用印につき）	青倉村 島田勇作 島田勇	明治8年(1875)	—	10月23日	1 状
035-02	（記金10円用印につき）	長野県権令権高寛直@ （記金10円用印につき）	青倉村 島田勇作 島田勇	明治8年(1875)	—	9月22日	1 状
035-03	（記金10円用印につき）	長野県権令権高寛直@ （記金10円用印につき）	北信村 島田勇作 島田勇	明治2年(1876)	—	10月21日	1 状
036	（記金10円用印につき）	青倉村 島田勇作 島田勇	明治2年(1876)	—	9月27日	1 状	—
037	地所分譲之證書(信濃国下水内郡水内村大字北信1447番山林1歩地面 金1錢ほん)代金10円受取につき	下水内郡水内村大字北信1447番山林1歩地面 庄作角 並人田子々藏@ 島田庄三郎	島田庄三郎	明治26年(1893)	—	11月22日	1 状 —銭頭券印紙あり
038	(田地価金81045銭ほか金50円)48銭(金銀書上)	横倉村 （記付奉領上候年季定めの場御日延候いにつき書状）	横倉村 （記付奉領上候年季定めの場御日延候いにつき書状）	[明治] 18年(1885)	—	—	1 状
039	（記付奉領上候年季定めの場御日延候いにつき書状）	—	長野御使所	—	—	—	1 状
040	酒造御改御札(土屋様金3町引1朱刷紙につき金銀書上)	—	—	—	—	—	1 状
041	（記石高利金55055厘ほか受取事）	黒口親長@ 島田庄三郎	島田庄三郎	[明治] 1年(1868)	—	8月30日	1 状 2箇所に「石印」の朱印あり
042	（記青蔵瓶官業税金10円受取につき）	長野県権令 権高寛直@ （記青蔵瓶官業税金10円受取につき）	青倉村 島田勇作 島田勇	明治11年(1878)	—	10月15日	1 状
043	（酒販税金未渡しほか通知につき）	—	—	—	—	—	1 状
044	（記酒販税金9488銭未渡し受取につき）	長野県税務課@ （記酒販税金9488銭未渡し受取につき）	水内郡青倉村 島田庄三郎 島田庄三郎	明治8年(1875)	—	9月15日	1 状
045	（記金10円受取に付書付）	助口・世話役・広報屋@ （記金10円受取につき）	島田庄三郎 島田庄三郎	—	—	4月20日	1 状 印「信州飯山北町広報屋」
046	（記金26円受取につき）	五荷村 松屋@ （記金26円受取につき）	青倉村 島田勇作 島田勇作	明治12年(1879)	—	9月22日	1 状
047	（記取之証(裏墨料 金25銭領收につき）	長野県@ （記取之証(裏墨料 金25銭領收につき）	北信村 島田勇作 島田勇作	[明治] 1年(1878)	—	10月17日	1 状
048	（口添5尺9寸か半寸法および石款775斗書付）	—	—	—	—	—	1 状 酒樽寸法カ
049	（記添七都方で2泊450夜ほか金銀書上）	—	—	—	—	—	1 状
050	（鉄油器機械新酒醸造に関する書面謹形）	—	—	—	—	—	1 状
051-01	（記酒販税金20円受取につき）	下水内郡大長足立誠(理) 下水内 郡々書記 高橋盛郎@ （記酒販税金20円受取につき）	下水内郡大長足立誠 青倉村 島田勇作	明治12年(1879)	—	4月22日	1 状 51-2番奥込み
051-02	（記金10円用印につき）	風間弥助@ （記金10円用印につき）	青倉村 島田勇作 島田勇	—	—	4月13日	1 状
052	（特器械開封願新酒醸造のため器皿光磨希望につき）	下水内郡大長足立誠 （特器械開封願新酒醸造のため器皿光磨希望につき）	下水内郡大長足立誠 下水内郡大長足立誠	—	—	—	下書 下部に別件下書きあり(水6引は か)
053	（記10月19日酒2斗5升入4本受取ほか酒受取記録書上）	—	—	—	—	10月19日 ～11月1日	1 状
054	（記会人賣金10円22厘受取につき）	帳場 （記会人賣金10円22厘受取につき）	青倉村 島田勇作 （記会人賣金10円22厘受取につき）	—	—	12月19日	1 状
055	（記15月酒4升完畢出上(3か書上)）	—	—	—	—	4月15日～ 6月1日	2 状 1点は白紙
056	（記(税金9円88銭8厘および世話役料金30銭割りにつき）	中嶋末光 （記(税金9円88銭8厘および世話役料金30銭割りにつき）	青倉村 島田勇作 （記(税金9円88銭8厘および世話役料金30銭割りにつき）	[明治] 8年(1875)	—	8月30日	1 状

057	記(検査高酒税53石1斗4升1合、差引計50石9升2合および3石4斗2升火入手割額につき)	下水内郡北信村酒造業者人・島田庄三郎@	長野県第1区検税員中野源出所	明治20年(1887)	—	10月5日	1 級	本文および@に墨消あり
058	1月24日より27日、1月26日、2月2日迄	—	—	—	—	—	1 級	裏書きあり「馬淵義由」
059	記(金10円ほか手取額につき)	佐浦鉄三@	島田庄三郎	明治14年(1881)	—	6月27日	1 級	
060	保証状(島田勇作少男・小学校志願につき)	折小介印	長野県斯庵学校	明治11年(1878)	寅 2月2日	1 状		
061	(酒類製造業者兼前御職社受取につき)	—	県令	明治18年(1885)	—	10月6日	1 級	下書
062-01	(縦石4斗55石・斗7斗2合につき石数書上)	—	—	—	—	—	1 緒	62-1~62-2四枚
062-02	(清酒11石6斗4升5合検査につき)	①「岡田」 ②「岡田」	—	明治18年(1885)	—	3月25日	1 級	
063	(値寸法取調べおよび醸造在庫の申告につき書上)	下水内郡第3分面酒造組長・石田俊一郎@	明治20年(1887)	—	11月8日	1 状	③に墨消しあり	
064	醪製換本願	島田庄三郎@	長野県第一区検稅官中野源出所	明治20年(1887)	—	3月10日	1 級	④に墨消しあり
065-01	(仕込貯弓桶7号7箱3石5斗4升6斗検査のうえ貼紙)	①「戸田」 ②「戸田」	明治15年(1882)	—	3月14日	1 級		
065-02	(仕込貯弓桶7号7箱3石5斗4升6斗検査のうえ貼紙)	③「戸田」	明治15年(1882)	—	4月26日	1 級		
065-03	(仕込貯弓桶5号5箱3石5斗4升6斗検査のうえ貼紙)	④「戸田」	明治15年(1882)	—	4月26日	1 級		
065-04	(仕込貯弓桶6号6箱13石9斗4升6斗検査のうえ貼紙)	⑤「戸田」	明治15年(1882)	—	3月12日	1 級		
066-01	買入御御届	—	—	—	—	1 級	66-1~5まで巻込~括	
066-02	(近日本國考究叢書につき急難子張持およびシヨフお送り下された まきにつき通報)	ひらま	ひらま・次郎	—	—	1 級	66-1~5まで巻込~括	
066-03	(尺度轉表の事はか心得書上)	—	—	—	—	1 級	66-1~5まで巻込~括	
066-04	(御光井川飯はか金錢書付)	—	—	—	—	1 級	66-1~5まで巻込~括	
066-05	(封筒) 下水内郡原里郷石田俊治郎	—	下水内郡原里郷石田俊治郎	—	—	1 級	66-1~5まで巻込~括	
067	寛信慶國水内郡原村名主・庄右衛門酒造株半吉吉司につき金5圓押 か水火文分上納のこと	斧木半十郎・手附・金原武助@	天保6年(1873)	未	4月12日	1 級		
068	記(出金20150円ほか金錢出上書上)	—	—	—	6月16日	1 級		
069	記(字高55間人5570人ほか人數書上)	—	—	—	—	1 級	裏書きあり「丁12月水車鑑札」	
070	記(清酒較易1石5斗3升か御換金額につき)	島田勇作ほか1人	長野県合鶴崎観直	明治8年(1875)	—	12月9日	1 級	70-71は同内容
071	記(清酒較易1石5斗3升か御換金額につき)	島田勇作ほか1人	第28大区5小町水内郡青倉村酒造組	明治8年(1875)	—	12月9日	1 級	70-71は同内容
072	覚(酒藏内桶手詰および配置につき)	—	—	—	—	—	1 横	一部に請道具書上あり
073	記(清酒3石5斗3升か御換金額につき)	島田勇作ほか1人	明治9年(1876)	—	4月28日	1 級		
074-01	(核出4石5斗3升か御換金額につき)	島田勇作ほか1人	長野県本多勝炳	明治7年(1874)	—	4月2日	1 級	
074-02	(明治12年酒呑宮樂税として金10円受取につき)	戸井俊陽@	下水内郡北信村酒業人・戸井勇作	明治12年(1879)	—	10月21日	1 級	
074-03	酒造組長推舉御届(酒造業者・島田五三郎を候奉のこと)	酒造業者・小田切太郎・石川助	長野県知事木梨精一郎	明治19年(1886)	—	9月1日	1 級	

074-004	(玄米11石5斗ほのか酒造原料書付)	—	—	—	—	—	—	1 級	
074-005	寛正酒1杯代金1俵472文(か書上)	酒造人仲井行重@	—	—	辰	10月	—	1 級	
075	酒造料代入記帳	第28号5区小区水内郡青倉村島田 再作	—	明治7年(1874)	申	11月	1 横		
076	第三弐酒清酒(酒の規格書付)	—	—	—	—	—	—	1 級	
077	記(明治8年度古酒完元不都合により残りの古酒13石刷詰けにつき)	第28号5区小区水内郡青倉村島田 島田勇作	明治9年(1876)	子	12月	—	1 級	裏にあり「西大瀧酒造跡助助青倉村 島田勇作様」	
078	元(12年度醸造税課金2斗4升13銭受取につき)	兵長役場@	明治12年(1879)	—	9月10日	—	1 級		
079-001	(仕込貯号2・3号桶5号酒11石斗2合 檢査につき)	島田庄三郎	明治21年(1888)	—	3月27日	—	1 級		
079-002	(仕込貯号2・3号桶5号酒11石斗2合 檢査につき)	伊豆山@	明治21年(1888)	—	3月27日	—	1 級		
079-003	(仕込貯号4・5号桶5号酒11石斗2合 檢査につき)	伊豆山@	明治21年(1888)	—	3月27日	—	1 級		
079-004	(仕込貯号4号桶5号酒11石斗2合 檢査につき)	伊豆山@	明治21年(1888)	—	3月27日	—	1 級		
079-005	(仕込貯号6号桶2号酒5石8斗6升うち7升2合のみ検査につき)	伊豆山@	明治21年(1888)	—	3月28日	—	1 級		
079-006	(清酒・3升 檢査につき)	伊豆山@	明治21年(1888)	—	3月28日	—	1 級		
079-007	(仕込貯号2号桶5号酒13石6斗4升1合 檢査につき)	寺松@	明治21年(1888)	—	3月6日	—	1 級	書込みあり「390」	
079-008	(仕込貯号3号桶5号酒13石5斗2升9合 檢査につき)	柱@	明治21年(1888)	—	3月6日	—	1 級	書込みあり「369」	
079-009	(仕込貯号4号桶6号酒13石5斗4升4合 檢査につき)	柱@	明治21年(1888)	—	3月6日	—	1 級	書込みあり「370」	
079-10	(仕込貯号5号桶5号酒13石5斗4升4合 檢査につき)	寺松@	明治21年(1888)	—	3月6日	—	1 級	書込みあり「358」	
079-11	(仕込貯号6号桶20号酒6石7斗4升7合 檢査につき)	寺松@	明治21年(1888)	—	3月6日	—	1 級	書込みあり「191」	
079-12	(仕込貯号1号桶2号酒5石5斗11合9合 檢査につき)	寺松@	明治20年(1887)	—	12月12日	—	1 級	書込みあり「162」	
079-13	(仕込貯号1号桶20号酒6石7斗4升2合 檢査につき)	尼川達男@	明治20年(1887)	—	12月7日	—	1 級	書込みあり「190」	
079-14	(仕込貯号1号桶3号酒5石5斗9合 檢査につき)	今村@	明治19年(1886)	—	12月7日	—	1 級	書込みあり「151」	
079-15	(仕込貯号1号桶3号酒6石6斗4升4升 檢査につき)	井上@	明治19年(1886)	—	11月26日	—	1 級	書込みあり「183」	
079-16	(仕込貯号2号桶2号酒3斗4升4升4升 檢査につき)	井上@	明治20年(1887)	—	3月10日	—	1 級	書込みあり「162」	
079-17	(仕込貯号3号桶3号酒3斗4升3合 檢査につき)	井上@	明治20年(1887)	—	3月10日	—	1 級	書込みあり「190」	
079-18	(仕込貯号6号桶3斗4升3合9合 檢査につき)	井上@	明治20年(1887)	—	3月10日	—	1 級	書込みあり「151」	
079-19	(仕込貯号7号桶3斗4升3合9合 檢査につき)	井上@	明治20年(1887)	—	3月10日	—	1 級	書込みあり「183」	
079-20	(仕込貯号10号桶3斗4升3合8合 檢査につき)	井上@	明治20年(1887)	—	3月10日	—	1 級	書込みあり「162」	
079-21	(仕込貯号2号・3号酒5石5斗4升3合2号酒5号12升9合4合 檢査につき)	土屋@	明治20年(1887)	—	4月8日	—	1 級		
079-22	(仕込貯号4・5・6号酒6石4升1斗3合7升3合 檢査につき)	土屋@	明治20年(1887)	—	4月8日	—	1 級		
079-23	(桶号・清酒4石斗8升4合 檢査につき)	□□@	明治18年(1885)	—	1月20日	—	1 級	書込みあり「126」	
079-24	(仕込貯号4・4号桶5号酒11石5斗5升4合 檢査につき)	原田和哉@	明治18年(1885)	—	5月6日	—	1 級	書込みあり「318」	
079-25	(仕込貯号2号・4号桶6号酒13石5斗6升4合3合 檢査につき)	原田和哉@	明治18年(1885)	—	5月6日	—	1 級	書込みあり「370」	

080	酒造会受取	-	-	-	-	-	-	1 状	
081-01	酒造込米洗記帳(米31俵ほ2斗酒造關係米書上)	第28大区50区内地内都貯金出酒造飯	-	明治8年(1875)	亥	12月	1 横	81-1~24は括り紙一括、上書「不 用分」/ 81-1は紙に貼紙あり「是 へ全タ不用ノ分」	
081-02	(11月8日)白米3斗4斗半酒造關係米書上)	人・島田勇作	-	-	-	-	1 横	81-1~24は括り紙一括	
082	明治37年甲辰年賀曆	酒原捨泰	-	明治36年(1903)	-	10月	1 状	包紙面に明治18年3月30日第15 号、第19号検査の内容あり	
083-01	(包紙)「委任状」	-	-	-	-	-	1 包紙	1 包紙	
083-02	委任状之事(補検査代理委任につき)	下水内部北信村第86番地酒造場	第86番地酒造場 留人 下水内部農業 村料荷大郎	明治18年(1885)	-	3月8日	1 状	1 銀證券紙あり	
084	酒浦御崎本願	下水内部北信村島田五三郎	下水内部長足立誠	-	-	-	1 状	墨消あり	
085	証(酒類税金5円受取につき)	長野県篠山市北信村島田五三郎 吉良・松野萬@	北信村島田勇作	明治11年(1878)	-	4月10日	1 状		
086	明治12年分酒類税金18円受取につき)	戸長役場@	島田勇作	-	-	-	1 状	墨消あり	
087	(羽根場見込印を書上)	-	-	-	-	-	1 横		
088	酒造込米洗記帳	青倉村・島田勇作	-	明治7年(1874)	戌	12月	1 横		
089	(横寸法書付)	-	-	-	-	-	1 状		
090-01	(封筒)「酒造税金領収証在中」	長野県下水内部水内村役場	島田清吉	明治22年(1889)	-	-	1 封筒	酒造税金領収証(90-2~70)未印	
090-02	証(明治22年度第1期分酒税金58円66厘6毫受取者)	下水内部農業村北信村戸長役場@	島田五三郎	明治22年(1889)	-	4月27日	1 状	90-2~65(90-1)に封筒一括	
090-03	証(明治22年度第1期分酒税金58円66厘6毫受取者)	下水内部農業村北信村戸長役場@	島田五三郎	明治22年(1889)	-	4月27日	1 状	90-2~65(90-1)に封筒一括	
090-04	証(明治22年度酒類税金50銭受取者)	長野国庫金出納所所取山納支所@	下水内部水内村島田勇作	明治22年(1889)	-	10月21日	1 状	90-2~65(90-1)に封筒一括	
090-05	(明治22年度酒類税金50銭受取者)	長野国庫金出納所所取山納支所@	下水内部水内村島田五三郎	明治22年(1889)	-	10月21日	1 状	90-2~65(90-1)に封筒一括	
090-06	(明治22年度酒類税金50銭受取者)	長野国庫金出納所所取山納支所@	下水内部水内村島田五三郎	明治22年(1889)	-	7月21日	1 状	90-2~65(90-1)に封筒一括	
091	(4月10日)15か金銀書付	-	-	-	-	-	1 状		
092	(明治初年米相場上)明治2年金17円につき米1斗9升3合ほ2斗口)	-	-	-	-	-	1 状		
093	(11月24日から12月4日までの日記)	-	-	-	-	-	1 状		
094	是外酒浦谷量取冊持者より送付につき)	下高井郡 中野仙七	下水内部北信酒造人 島田辰三郎	明治18年(1885)	-	6月15日	1 状		
095	(記)酒類数量報告書の端型)	-	-	-	-	-	1 状		
096	酒造元帳書(清酒3石代金31円6銭受領につき)	東御城郡□村 酒造営業人 高江伊 郎@	信州下水内部北信村島田五三郎	明治20年(1887)	-	10月22日	1 状		
097-01	(醸造酒類取扱場らびに醸など取扱書面を端型の通り至急版山出張	検査官 堀内小三郎@	倉庫文部@ほか1	[明治]13年(1880)	-	3月13日	1 状		
097-02	(醸造在庫は用紙端型の通り認め至急版山出張所へ御通知申し上げる)	油料万太郎代理 島田東治郎@	島田勇作	[明治]13年(1880)	辰	3月13日	1 状		
098	記(完上瓶酒類出資べきことはまか充當)	-	-	-	-	-	1 状		
099	(横寸法書付)	-	-	-	-	-	1 状		

100-01	(包紙)「買入酒口數」	下水内郡豊栄北信村ノ長役場	島田庄三郎	—	—	—	—	1	包紙 受取人名に墨消あり
100-02	(酒造關係收銀書付)	—	—	—	—	—	—	1	状
101-01	(明治21年度第1回分宮業税 金40銭領收証)	下水内郡豊栄村北信村戸長役場@	島田庄三郎	—	—	—	—	1	状
101-02	(領收証21年度第2期贈酒税金 04-#81 銭2厘領收證)	下水内郡豊栄村北信村戸長役場@	島田庄三郎	—	—	—	—	1	状
101-03	(明治21年度第3期分贈酒税金 16#H45銭領收証)	下水内郡豊栄村北信村戸長役場@	島田庄三郎	—	—	—	—	1	状
102	(桶寸法書上)	—	—	—	—	—	—	3	状
103	拾取新酒添邊につき酒造器械附出頭の有無を青倉に問い合わせ頃 いつけき	下水内郡豊栄村北信村戸長役場@	島田庄三郎	明治21年(1888)	—	7月	1	状	
104	換舌(米袋帳、当屋帳、実印・御持參のうえ本日中急ぎ御地出頭につ き)	下水内郡豊栄村北信村戸長役場@	島田庄三郎	明治21年(1888)	—	10月26日	1	状	
105	(12月1日より3日の總石数酒274.8升ほか合計#3石59.9合に つき石数書上)	—	—	—	—	—	—	1	状
106	(自宅・酒造業はか郷地開取の絵図)	青藤大平次	島田勇作	—	—	11月15日	1	状	
107	(検査關係帳簿等のうえ照固村齊藤寿一郷方まで出張願いたきにつ き)	青藤寿一郎	青倉島田勇作	—	—	4月15日	1	状	
108	此度候木桶桶(ノバ桶)4本につき	—	—	—	—	—	—	1	状
109	(酒造類帳本として出張參られたきにつき書付)	下水内郡書記 近沢庄右衛門@	島田勇作	—	—	—	—	1	状 右上に記載あり「八拾六番」
110	記清酒2升手付3円割取せしを元高 越前高橋多吉宅へ相渡し候につ き	越後国東頸城郡蒲田村植田屋伊作	信州北信村ノ内青倉 島田庄三郎	—	—	—	—	1	状
111	(酒購人における留意・通路事項につき勘定)	天水島村高橋才吉	—	—	—	10月25日	1	状	
112	(包紙)「近上 精品」	青倉村 島田庄三郎	—	—	—	—	1	包紙	
113	記金12銭5厘5毛 金目代#5 カ金銀書付	青倉村 庄右衛門	—	—	—	—	1	状	
114	(鉛半十郎代#5 所信酒國水内郡青倉村 名主 庄右衛門)より酒造米高50銘 石を中村八人代役所および同水内郡次右衛門役所へ納入ほか書付	青倉村 名主 庄右衛門	—	天保6年(1835)・天保 14年(1843)	未 卯	—	1	状	
115	「第壹等仕込詰合壹月廿四日留」	—	—	—	—	—	1	状	
116	造酒記込石数減造御届(明治19年度免許鑑札#7239号)清酒75石54.3 升の桿秤(内訂書上)	長野知事	—	—	—	—	1	状 裏書きあり「乃し御年始○座用等七	
117	記(酒造組合 判金1#H66銭4厘、鉛水や源大富料金22銭領取につき)	江口馬蔵@	島田富吉	[明治]21年(1888)	—	8月31日	1	状	
118	(明治21年度 明治20年第2期分蒸留酒税として金37銭5厘領につき)	下水内郡豊栄村北信村戸長役場	納人 島田庄三郎	明治21年(1888)	—	7月24日	1	状	

119	① 手続書(無蓋函)の版元・帳簿記載が大蔵省安藤謹三監査官立会で発 電につき ②御調書(清酒特許印せしため以後使用の節開封を解むこと、万… 旨喰にて破損の前は申し上げることにつき)	—	—	—	—	1 状	①・②は縦型カ 綴じてあります
120	(漢字手書書式)	—	—	—	—	1 状	縦じてあります
121-01	(封筒)「廿六〇年四月廿五日 前り上納分造酒之税」	下水内部豊栄北信村 戸長役場	島田庄三郎	—	—	1 状	封筒
121-02	正(醸造酒税第3期分 金116円31銭6分ほか)「16円82銭1毛 銅取につ き」	島田元藏	島田庄三郎	—	—	1 状	—
122-01	(明治21年第3期分 蒸留酒税 金37銭5厘 銅取につき)	下水内部豊栄村北信村 戸長役場	島田庄三郎	明治21年(1888)	—	10月25日	1 状
122-02	前段引21年第3期分 蒸留酒税 金40銭 銅取につき)	下水内部豊栄村北信村 戸長役場	島田庄三郎	明治21年(1888)	—	8月12日	1 状
122-03	納金引符(21年第3期分 蒸留酒税 金40銭 銅取につき)	下水内部豊栄村北信村 戸長役場	島田庄三郎	明治21年(1888)	—	8月9日	1 状
123-01	記(酒造免許料 金50銭上納につき)	水内部豊栄村北信村 戸長役場	島田庄太平	明治5年(1872)	申	10月2日	1 状
123-02	記(酒造免許料 金50銭上納につき)	水内部豊栄村酒造業人 島田勇作・ 維原島田勇作@	—	明治5年(1872)	申	10月2日	1 状
124-01	引続酒造業御免許額	信濃国下水内部北信村第86番地 西 石田俊次郎@	長野県知事 木梨精一郎	明治19年(1886)	—	9月12日	1 級
124-02	(願いの趣き届けにつき)	長野県知事 木梨精一郎@	—	明治19年(1886)	—	10月1日	1 級
125-01	(仕込頭号・桶号 8清3石2斗2升合 梱きのうえ貼紙)	⑩「戸田」	—	明治14年(1881)	—	11月6日	1 級
125-02	(仕込頭号・桶号 8清3石2斗2升合 梱きのうえ貼紙)	⑪「倉田」	—	明治14年(1881)	—	11月9日	1 級
125-03	(仕込頭号・桶号 8清3石3斗7升 檜査のうえ貼紙)	⑫「倉田」	—	明治14年(1881)	—	12月13日	1 級
125-04	(仕込頭号・桶号 9号 9清3石9斗7升合 梱きのうえ貼紙)	⑬「倉田」	—	明治14年(1881)	—	12月12日	1 級
126	寛(酒造米100石 錫取につき)	青倉村稼人・庄右衛門@か3	中野県 銀蔵所	明治43年(1871)	未	1月	1 級
127	差し上御調書文之事(戊午年御改の時)の造高・造種・小道具書上	信州高井郡松川村稼人 新助	増田安兵衛御子付 石瀬金太夫	文久3年(1863)	亥	3月	1 級
128	寛(酒造米高100石より酒52斗2升7升 錫造の内訳ほか書付)	—	—	—	—	—	1 級
129-01	(包紙)「近上・茶碗」	□田	青倉庄右衛門	—	—	—	1 包紙
129-02	(包紙)「粗軸…」	牧野	青倉庄右衛門	—	—	—	1 包紙
130-01	引続酒造業御免許額	信濃国下水内部北信村第86番地 西 石田俊次郎@	長野県知事 大梨精一郎	明治20年(1887)	—	9月8日	1 級 下水内部豊栄村北信村 戸長・久保 忠至@
130-02	(願いの通り免許権付につき)	長野県知事 大梨精一郎@	—	明治20年(1887)	—	10月1日	1 級
131	(封筒)「酒税領収証在中」	長野県下水内部水内村役場	島田庄三郎	—	—	—	1 封筒
132	(本年見込枚数の限 御酒造免被在時に組内各領譲し不都合無きよう 酒造組長代理 石田俊二郎	島田庄三郎	—	—	9月8日	1 状	—

133	(記)黒札少校ほか金15円封金にて酒税につき)	駿河山田中利作	—	—	—	—	10月21日	1状	
134	借用金利米詰書(金15円155銭)	—	—	—	—	—	—	1状	
135	醸造検定明細帳	水内郡北信村醸造人島田勇作	—	—	—	—	—	1状	縦型
136	差工中一札・事・米価高値につき監札高の3分の1にて酒造いたすべく)	信州水内郡青倉酒造人庄右衛門	—	—	—	—	—	1状	
137	(官員の検査表字「ほか書類名書上」)	—	—	—	—	—	—	1状	
138	預り証(島田勇作の免許税金5円御算りにつき)	中嶋末光@	—	代理原助	—	—	10月20日	1状	
139	請取証(酒造免許税金5円)	長野県租税課@	—	水内郡青倉村島田勇作	明治7年(1874)	—	10月24日	1状	
140-01	引続酒造官業御免許額	信濃国下水内郡北信村84番地酒造 場酒造官業人島田庄三郎@、酒造 行事、齐藤寿一郎@ほか2	長野県令木梨精一郎	明治18年(1885)	—	9月22日	1級		
140-02	(願いの趣附を届けること)	長野県令木梨精一郎@	—	明治18年(1885)	—	10月2日	1級		
141	「信濃国水内郡阿尾猪羅郡已瀧屋五三次」	—	—	—	—	—	1状	裏に「第七号」ほか数箇ありノとじ 穴あり	
142	「武石七斗升拾七石五斗拾六石九斗毫」	—	—	—	—	—	1状		
143	(史料送付の際の封筒)	〒607-8214 京都府山科区勧修寺平 山科区立町2-1 一橋大学大学院 社会学研究科 若尾政希	—	—	—	—	1状		